

# 第13回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議

日時：令和2年6月17日(水) 15:00～  
場所：長野県庁本庁舎3階 特別会議室

## 次 第

### 議 題

- 1 今後の対応及び第2波に向けた課題について
- 2 各部局における対応について
- 3 その他

## 長野県としての対応について（6月19日～7月9日）（案） ～「新しい生活様式」の定着と経済活動の両立～

令和2年6月17日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

### 1 現状・基本認識

本県においては、5月13日以降、新規感染者は確認されていない。また、これまで往来について慎重な対応をお願いしていた6都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、福岡県）についても、東京都を除いて、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が1.0人を下回るなど、感染状況は落ち着いてきている。

ただし、新型コロナウイルス感染症のリスクは、いまだに存在しており、ウイルスとの共存を図るためには、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を推進する必要がある。また、第2波・第3波に備えて、医療提供体制や検査体制の充実を引き続き進めるとともに、感染拡大の兆しを的確に捉え、直ちに対策の強化を図ることのできる体制を整える必要がある。こうした感染症対策を実施しながら、経済活動を感染リスクの低いものから順次再開し、県内経済の再生を図るとともに、県民生活を支援し、感染防止対策と経済活動を両立する取組を鋭意進めていかなければならない。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策を講じていく。

以上の現状認識の下、6月19日から7月9日までの対策においては、以下の3点を重点として進めることとする。

- 1 「新しい生活様式」の定着を推進すること
- 2 医療・検査体制の整備など第2波への備えを進めること
- 3 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図ること

### 2 「新しい生活様式」の定着を推進するための取組《重点1》

#### (1) 「新しい生活様式」の定着推進

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう、「信州版『新たな日常のすゝめ』」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進する。

これらの感染を防止するための行動については、当県へ来訪した方に対しても周知を図り、実施を呼びかけていく。

〔各部局〕

## (2) 県外との往来

県において、他都道府県の感染状況を常にモニタリングし、感染拡大が生じた場合は、往来に際して、慎重な対応を行うよう県民に呼びかける。

現在、東京都においては新規感染者数が比較的高い水準にあるため、引き続き往来に際して慎重な対応を行い、往来が必要な場合には、人ごみを避け、基本的な感染防止策を徹底するとともに、自らの健康観察を行うよう呼びかける。

〔危機管理部・観光部〕

## (3) 新型コロナ対策手帳の配布

基本的な感染対策や相談窓口等を紹介するほか、個人の体調や行動履歴が記入できる「新型コロナ対策手帳」を県民に配布する。

〔健康福祉部・営業局〕

## (4) ガイドラインの周知を通じた各業界への感染防止策の徹底の要請

業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの周知を図り、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底を図る（特措法第24条第9項）。

〔各部局〕

## (5) 「新型コロナ対策推進宣言の店」の推進

経済活動の再開及び需要喚起を図るため、新型コロナ対策経営推進員（商工会・商工会議所の経営指導員等）の助言・指導のもと、自ら適切な感染防止策を検討・実施する事業者を増やし、安心して利用や買い物等ができる環境づくりを行う。

〔産業労働部〕

## (6) 「新しい生活様式」に適応した事業活動の支援

「新しい生活様式」に適応した事業形態の転換を促進するため、飲食店や観光・宿泊施設等の感染防止対策の取組や、宅配・テイクアウト等の業態変更、経営の多様化等を支援する。

〔産業労働部・営業局・観光部〕

## (7) 「新しい生活様式」に適応した公共交通機関の利用促進

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用できるよう、安全運行を継続するために必要な対策を講じる事業者を支援するとともに、利用者に対し、時差出勤、マスクの着用及び会話を控えめにするなどの協力の呼び掛けなど、事業者、業界団体と一体となって取り組む。

〔企画振興部〕

### (8) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底するよう要請する。

特に、多くの県外者の利用が見込まれる博物館、美術館、観光施設等においては、必要に応じて施設利用者名簿の作成による連絡先等の把握について施設管理者に働きかける。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

### (9) 施設・店舗等での感染者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に感染者が確認された場合、保健所が実施する疫学調査への協力を求める。また、疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗の名称を公表するとともに、安全が確認されるまで、一時閉鎖を実施した事業者を支援する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

## 3 医療・検査体制の整備など第2波への備えを進めるための取組《重点2》

### (1) 医療提供体制の確立

県として、500人規模の感染者を想定する中で、300人以上の患者受入が可能な病床を確保し、軽症・中等症・重症を治療する医療機関の具体的な役割分担や連携方法を決め、症状に応じて適切な医療が受けられるよう調整本部等で受入先を調整する。あわせて、重症者の受入体制の充実を検討する。

また、200人以上の軽症者及び無症状者の受入れ可能な宿泊施設稼働のための準備作業を着実に進めるとともに、感染者の発生状況を踏まえ、医療圏ごとに宿泊療養への移行について判断していく。

〔健康福祉部〕

### (2) 検査体制等の拡充

簡易診察及び検体採取を行う外来・検査センターを県下10医療圏に設置するとともに、十分な検査処理能力を確保することにより、円滑な検査体制を構築する。

また、有症状者相談窓口において、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられるよう幅広く相談に応じる。

〔健康福祉部〕

### (3) 医療資材・人材の確保等

県として、医療機関等の需要を把握し、マスク等の必要な医療資材を確保しつつ、急激な感染者の増加により緊急にアイソレーションガウン、フェイスシールド

ドといった医療資材を必要とする場合に、供給できるよう備蓄を図る。

また、人員が不足する医療機関に対して必要な人的支援を機動的に行う体制を構築するとともに、介護現場において、感染者が発生した場合に備え、バックアップ体制の整備に向けた協力を介護施設に要請する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

#### （４）「感染警戒レベル」による感染状況の把握と迅速な対策の強化

県独自に定めた感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクの状況を正しく把握するとともに、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数をはじめ、感染経路不明者の割合、受入可能病床数に占める入院者数の割合などの指標を常時モニタリングし、感染拡大の兆しを迅速に捉え、的確な対策の強化につなげる。

〔危機管理部・健康福祉部〕

#### （５）長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例の制定

新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止に関する施策の基本となる事項、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための措置等について条例を制定し、県民の生命及び健康を保護し、並びに県、県民、事業者等が協力して安全で安心な生活を確保する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

### 4 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るための取組《重点3》

社会経済活動の再開を段階的に進めるため、「社会経済活動再開に向けたロードマップ」を策定する。（詳細は別紙のとおり）

#### （１）長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ」、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を支援する「適応（With コロナ）フェーズ」、本格的な経済再生に向けた「再生フェーズ（ワクチン等開発後）」ごとの課題や支援策について関係団体とともに共有・検討する。

〔産業労働部〕

#### （２）経営を継続し雇用を守る事業者への支援

事業者が必要な支援を受けられるよう、社会保険労務士、行政書士を配置する「産業・雇用総合サポートセンター」を地域振興局及び労政事務所に設置し、相談、書類作成、申請等を支援する。

〔産業労働部〕

### (3) 失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携による「長野県あんしん未来創造基金」を県社会福祉協議会に造成し、新型コロナウイルスの影響による失業者等で、一般の就労支援で就職につながない方の就労を支援し、生活資金の確保を図る。

〔産業労働部〕

### (4) 信州地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入、クラウドファンディングを活用した飲食店の支援など、各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

### (5) With コロナ時代を見据えた観光産業振興に向けた取組

地域の関係者が協働して行う観光振興のための事業に対する支援や、県民を対象としたふっこう割、県民向け宿泊割引・観光地クーポン券発行事業を活用し、地域・県民の支えあいによる県内観光振興を図る。

これと並行して、全国の感染状況を注視しながら、6月中旬以降に近県から、7月以降は首都圏等を含めた全国に対するPR活動を実施し、県外客向けの宿泊割引や日帰り旅行クーポン事業の実施と併せ、県外からの観光誘客を進めるとともに、国の「Go to キャンペーン」と連動した連泊促進クーポン事業や小規模宿泊施設のための割引事業を行うなど、観光振興のために切れ目のない対策を講じていく。

また、新しい生活様式の定着による観光ニーズの変化への対応を地域とともに推進するため、「With コロナ時代を見据えた長野県観光振興方針(仮称)」を策定し、今後の観光関連産業の振興に向けた指針とする。

〔観光部〕

### (6) 新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守るため、部局横断的に生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕

### (7) 農家等への影響を最小限にする取組

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、次期作に必要な経費等を支援するなど、農家の営農継続を後押しする。

特に需要が低迷している県産花きの活用キャンペーンや、牛肉、牛乳等の域内消費の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

## (8) 地域の支えあいによる消費の促進

大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を県民一丸となって応援するとともに、「新しい生活様式」への対応を促進するため、地域の実情に応じて市町村が行う消費喚起の取組を支援する。

〔企画振興部〕

## (9) 相談支援体制の強化

失業や離職等により生活に困窮している方の住まいの確保や就労に向けた支援を行うため、県が設置する生活就労支援センター「まいさぼ」の人員体制を強化する。

〔健康福祉部〕

## 5 その他重要な事項

### (1) 県立学校についての取扱い

以下の二点を最重要項目として、「県立学校再開ガイドライン」に基づき教育活動を進める。

- ・引き続き、感染リスクを可能な限り低減させる。
- ・子どもたちの学びを最大限保障する。

〔教育委員会〕

### (2) 県有施設についての取扱い

県有施設（集会施設、展示施設、スポーツ施設、博物館、美術館、図書館等）については、感染防止策の徹底を図りながら運営する。

〔各部局〕

### (3) 県主催イベントの取扱い及び民間主催のイベントに対する要請

県主催イベント等については、下記の基準によるとともに、民間が主催するイベント等についても、基準を遵守するよう要請する（特措法第24条第9項）。

また、必要に応じて参加者名簿の作成による連絡先等の把握について主催者に働きかける。

※イベント開催の目安

【6月19日～7月9日】

- ・屋内・屋外ともに1,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。（できるだけ2m）
- ・全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を

求める。(プロスポーツ等は無観客開催を要請)

【7月10日～7月31日】

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)
- ・全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を求める。

(注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した数とする。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意するとともに、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくなどの感染防止策を講じること。

〔各部局〕

(4) 人権への配慮

患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発など、人権に配慮した取組を行う。

また、今後、各地で感染拡大が生じた場合、当該地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々などについても同様に取り組む。

〔県民文化部・各部局〕

新型コロナウイルス感染症は、咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる飛沫が**目・鼻・口**に入ること感染します（**飛沫感染**）。また、**ウイルス**がついた手で**目・鼻・口**に触れることで感染します（**接触感染**）。

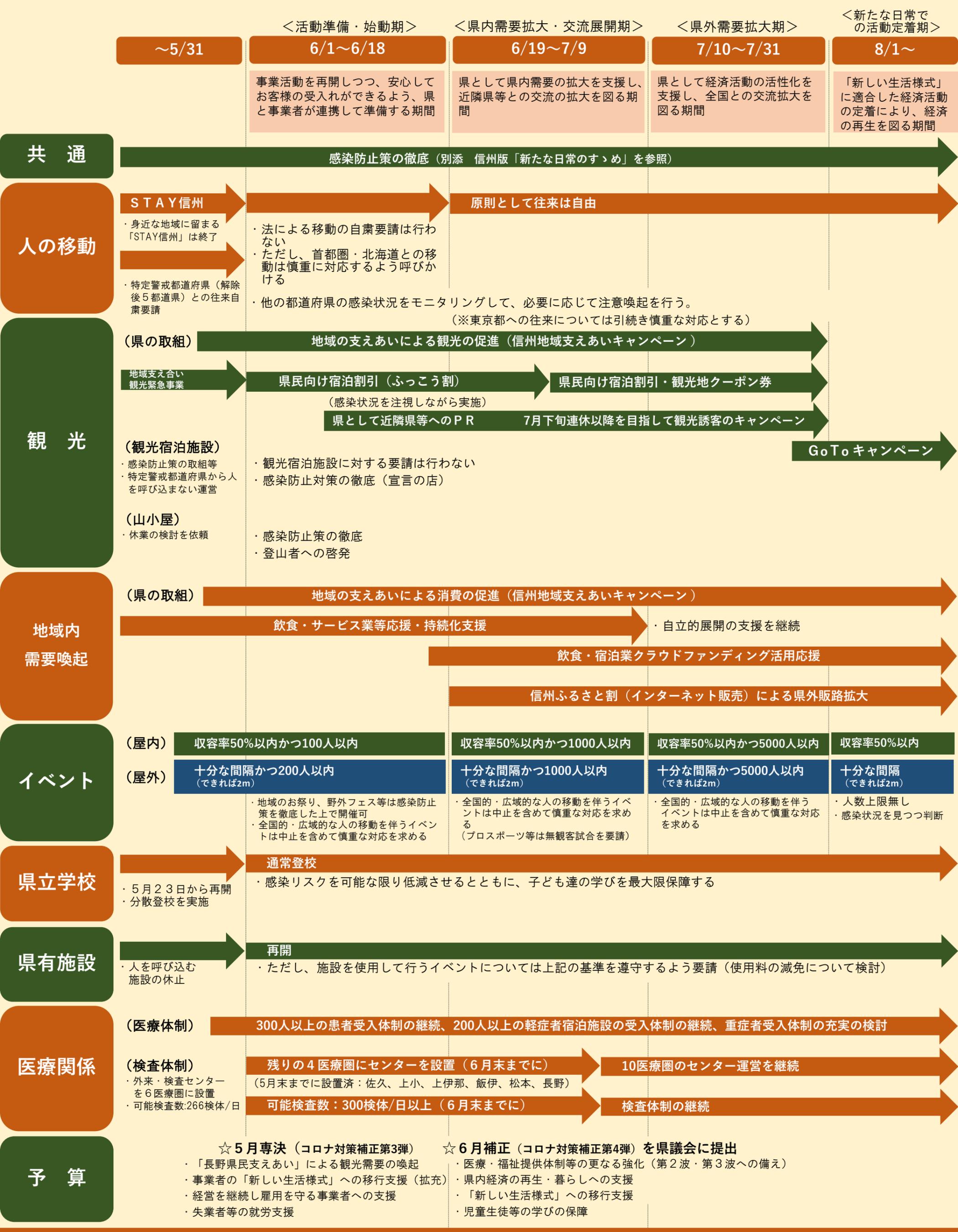
感染を防止するための行動を**自ら考え実践**しましょう。

- 感染防止の3つの基本（**身体的距離の確保、人込みの中でのマスク着用、手洗い**）を徹底しましょう。
- 「**3つの密**」（密閉、密集、密接）を回避しましょう。
- 毎日の**健康チェック**を欠かさずに行いましょう。風邪症状があるときは、外出を避け、症状が長引くときや息苦しさや高熱などの**強い**症状がある時は、かかりつけ医や保健所に相談しましょう。

事業者の皆様は、次の取組をお願いします。

- **マスク着用**や**小まめな手洗い**をスタッフに徹底させましょう。
- スタッフの**体調管理**、**健康チェック**を行いましょ。また、発熱の症状などがある人が**休みやすい環境**を整えましょう。
- 「**3つの密**」（密閉、密集、密接）を作らない環境の整備に取り組みましょ。
- 施設内の**定期的な換気**や設備、器具などの**定期的な消毒・洗淨**を行いましょ。
- **在宅勤務**や、**時差出勤**、**交代制勤務**などによる勤務時間の**分散等**を推進しましょ。
- お客様に**咳エチケット**や**手指の消毒**を呼びかけましょ。
- 「**新型コロナウイルス対策推進宣言**」を積極的に行うなど、お店の取組をお客様に**お知らせ**しましょ。

# 社会経済活動再開に向けたロードマップ



※このロードマップは、本県及び全国の感染状況が落ち着いた状況であることを前提としています。感染拡大が生じた場合は、自粛の要請等の措置を講じる場合があります。

## 新型コロナウイルス感染症・第2波に向けた課題（6月17日現在） ～第1波への対応を振り返って～

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

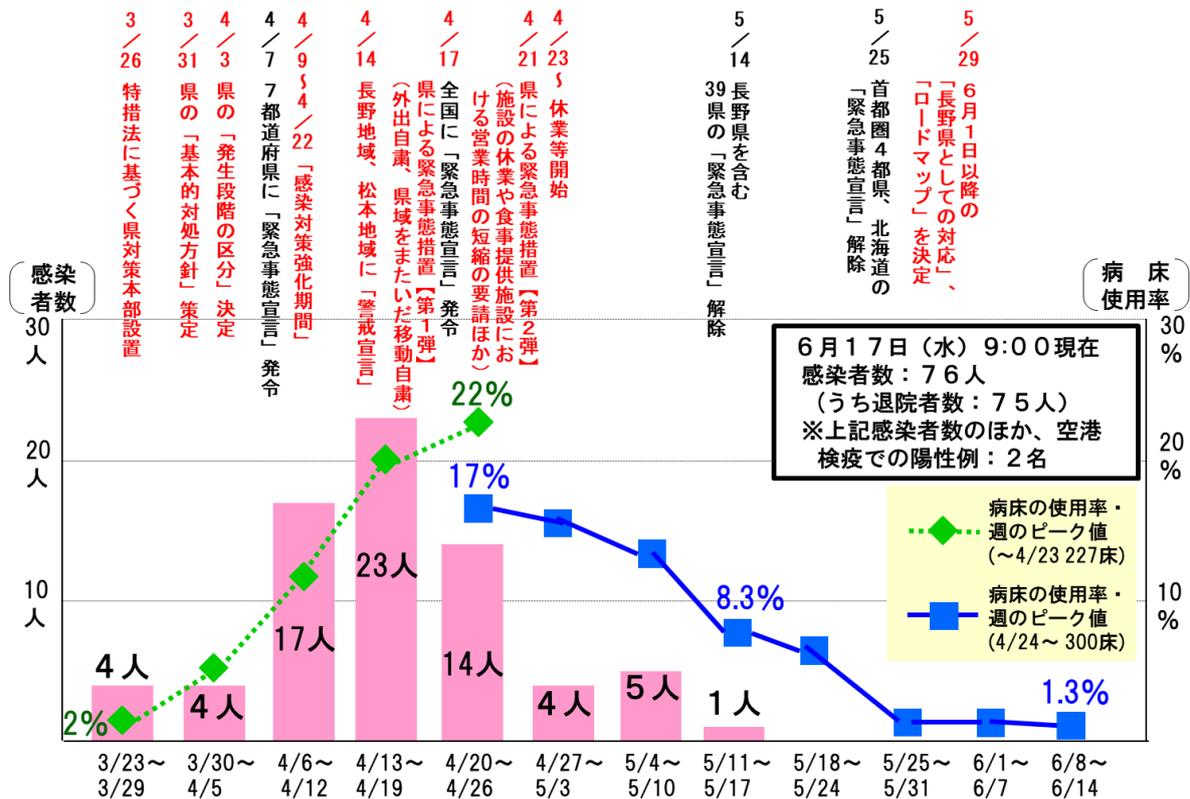
### 趣 旨

本県においては、5月13日以降新型コロナウイルス感染症の新規感染者は確認されていないものの、国内では新規感染者の発生が続いており、長丁場の対応が求められている。今後は、これまでの経験を踏まえて、見えてきた課題への対応を進め、次なる波に備えて体制を整備しておくことが不可欠である。

このため、本県における新型コロナウイルス感染症第1波への対応を振り返り、第2波に向けた課題を整理する。

### I 発生予防・まん延防止のための取組に関する課題

#### 【資料】県内の感染状況と病床利用率



#### ① 県としての対応について

##### ア 県としてのアラート

本県における感染者発生（陽性確認）数のピークは4月13日から19日の週であったが、感染のピークは4月上旬にあったと考えられる。

県では、4月8日に「感染対策強化期間」を設定して、初めて県民に対するアラートを行い、また、4月14日に長野及び松本圏域、23日には北信圏域を対象に「新型コロナウイルス警戒宣言」を行った。

県がアラートを発して2週間が経過した4月20日からの週には、新規感染者が減少に転じている。

第2波においても、感染拡大の傾向がみられる場合に、迅速かつ適切に必要な対応を行うことができるよう、県内各圏域はもとより、他の都道府県の状況のモニタリングを継続的に行う必要がある。

#### イ まん延防止のための要請

4月17日から外出自粛要請を行ったが、県外からの来訪者数のモニタリング結果では、感染拡大前に比べ、長野駅で86.5%の減、軽井沢駅で81.1%の減などとなっており、要請の効果が現れている。また、施設の使用停止等の要請については、4月23日から制限対象を限定して実施したが、この後も感染者数の減少が続いており、感染を収束に向かわせることに一定の効果があつたと推測される。

こうした措置は、県民、事業者の活動に大きな影響を与えるものであり、第2波に向けて、県議会との関係なども含めた手続の明確化等を図るとともに、経済への影響も勘案しながら、必要最小限かつ効果的な措置のあり方を十分検討しておく必要がある。

また、要請に従わない施設の情報を把握し、要請に応じるよう働きかけるとともに、パチンコ店2店については、法第45条第2項に基づく要請（店名公表）に踏み切ったが、業種によっては営業実態の正確な把握は非常に困難な状況にあつた。

第2波に向けて、施設の使用停止等の要請への事業者の対応状況を把握するための方法を検討する必要がある。

#### ウ 観光・宿泊施設（特措法の対象外）への対応

観光・宿泊施設（集会施設を除く）は、特措法における施設の使用制限の対象になっていないことから、法に基づかない措置として、観光・宿泊施設に対する休業の検討の協力依頼を行い、結果として多くの施設が期間内に休業した。

本県では、県外由来の感染者が県内で家族・同僚等に感染させたと考えられる事例が多く、首都圏等からの帰省者による感染も6件発生したが、観光目的による来県が大きく減少したため、観光客からの感染は発生しておらず、取組には一定の効果があつたと考えられる。

第2波においても、特措法等によらない地域の実情に応じた取組として、まん延地域から人を呼び込まないために、事業者が必要最小限の範囲で、休業を検討するなどの協力を求めることができる仕組みを構築する必要がある。

#### ② 県民への情報提供と行動変容の呼びかけについて

行動変容を促進するため、多様な媒体（ホームページ、SNS、YouTube、CM、ポスター・チラシ、新聞、街頭呼びかけ）の特性を生かして、タイムリーかつ多角的に情報発信を行った。

正確な情報や県民へのお願いを主として発信してきたが、「なぜその行動をしなければならないのか」「どのように行動すれば感染しないか」など、県民が納得して自発的な実践が行われるような情報提供に努める必要がある。

また、Twitterなどで寄せられている県民の声への対応など、危機管理広報（県民が安心するための情報開示）の観点から発信を行っていく必要がある。

第2波の発生に備えるために更なる行動変容に向けて、効果的かつ不断の発信が必要である。特に若年層に向けた教育などについて、配意していく必要がある。

### ③ 国の対策との連携について

#### ア 政府対策本部設置に至るまでの対応

3月中旬には既に大都市を中心に感染拡大が懸念される状況となっていたが、政府対策本部設置に至るまで、都道府県知事は法に基づく措置を講じることができなかった。

特措法に基づく措置を講じることができない期間においても、知事が地域の実情に応じて、専門家の意見を聴くなど必要な手続きを経て、適切な対策を講じることができる仕組みを構築する必要がある。

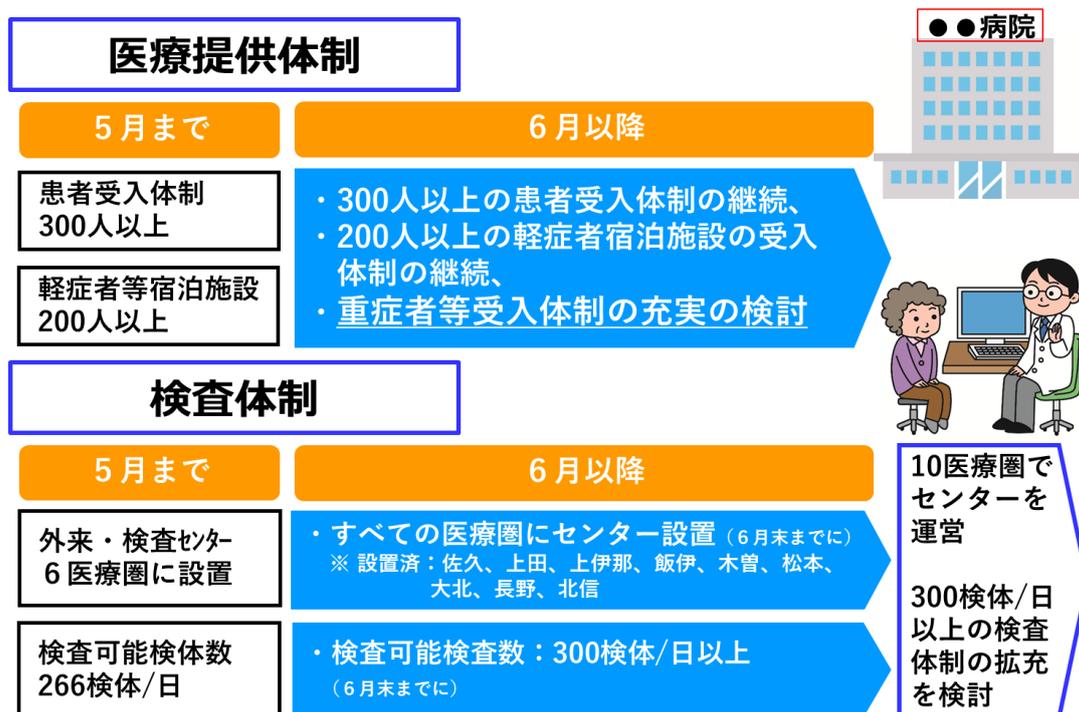
#### イ 国と地方との連携

4月16日の緊急事態宣言の全国拡大に当たっては、地方に対する事前の調整がなかったため、緊急事態措置に関する十分な検討の時間が確保されなかった。

第2波に向けて、国と地方で問題意識を共有して、一体となって議論する場を構築するよう国に要望していく必要がある。

## II 医療・検査体制の課題

### 【資料】医療検査体制の状況



### ① 医療提供体制の整備について

#### ア 医療提供体制の継続と充実

県として、500人規模の感染者を想定する中で、300人以上の患者受入れが可能な病床を確保するとともに、宿泊施設における200人以上の軽症者及び無症状者の受入れに目処をつけるなど、医療提供体制の整備を進めた。

今後も、現在の患者受入れ体制を維持しつつ、即時受け入れ可能な病床数について検討していく必要がある。

また、第2波に向けて、第1波での本県患者の入院日数等を考慮した退院基準の検証を行いつつ、病床がひっ迫してきたときに軽症者等を受け入れる宿泊施設を速やかに稼働できる体制を維持するとともに、重症患者を受け入れる病床数の充実を検討していく必要がある。

さらに、第1波においては、本県では大規模なクラスター発生例や医療機関、社会福祉施設内での感染例はなかったが、院内感染や施設内感染など大規模なクラスターの発生を想定し、対応可能な医療提供体制の構築や医療圏を越えた受入の調整、外部への感染防止措置、クラスター対応チームの設置等について検討する必要がある。

なお、各施設における感染対策を検証するためのサーベイランスについては、専門的な知見を有する信州大学医学部附属病院、県立こども病院、県看護協会等と連携して取り組んでいるが、第2波に向けて引き続き積極的に進める必要がある。

## イ 医療資材の確保

市場流通が滞ったことにより医療機関の資材調達が困難となり、また、県で備蓄していた医療資材も、医療機関へ配布するには十分な量ではなかったため、県の関係部局連携のもと、専門チームを設置し、緊急調達、医療機関等への供給、県での備蓄を実施した。

第2波の発生により医療資材の市場流通が滞った場合に備え、医療資材の確保手段について検討し、必要備蓄量を確保しておくとともに、医療機関等に対して情報共有を行う必要がある。

## ウ 新型コロナウイルス感染症に係る情報管理システムの導入及び活用

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) の活用により、保健所等の業務負担軽減及び情報共有・把握の迅速化を図る。また、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム (G-MIS) の活用により、病院の稼働状況や病床の状況、医療器材の確保状況等を把握し、必要な医療提供体制の確保を図る。

## ② 検査体制の整備について

### ア 相談対応

これまでに、県庁に設置する一般相談窓口（5月5日以降「一般健康相談窓口」）及び11保健所に設置する有症状者相談窓口において、1日最大1,606件（4月13日）の相談に対応してきた。

国の相談・受診の目安が改訂される中で、県内の感染経路の特徴を踏まえて県独自の相談・受診の目安を策定し、必要な方を適切なタイミングで検査や医療につなげるよう努めてきた。また、相談者を帰国者・接触者外来やかかりつけ医への受診等につなげてきた。

4月下旬以降、県内各地域に外来・検査センターが開設されており、第2波に向けて、医師が必要と判断した場合は確実に検査に結び付けられるよう相談から検査へのスムーズな流れを徹底する必要がある。

### イ 外来・検査センターの開設

各医療圏において地元医師会等の協力のもと、外来・検査センターを順次開設をしてきたところであり、6月中には全ての医療圏において設置が完了する予定となった。

引き続き、各圏域の状況に応じて、2か所目、3か所目の設置を進めるとともに、外来・検

査センターが適切に運営されるよう、必要な物資の安定的な調達等の支援を行う必要がある。

また、唾液による PCR 検査等の新たな検査方法への対応や、妊婦への PCR 検査体制について検討する必要がある。

#### ウ PCR 等検査の実施

2月3日に県環境保全研究所で検査を開始して以来、1日あたり300件の検査可能検体数を目標に、検査人員の強化や検査機器の導入、外部検査機関への業務委託を進めた。

今後は、ピーク時を見据えた検査件数(300件/日)の拡大の検討を行うとともに、緊急を要する検査等を迅速に実施できるよう、県内医療機関へ国の補助金を活用した検査機器の導入支援等を行い、県内医療機関における検査体制の強化を図る必要がある。

また、抗原検査について、国の方針を踏まえながら、PCR等検査と組み合わせた最適な検査体制を検討する必要がある。

### Ⅲ 県の体制整備の課題

#### ① 保健所の体制について

##### ア 体制整備

相談業務や積極的疫学調査を確実に実施するため、関係部局が連携して、保健師や臨床検査技師の臨時的採用や、OB職員等の活用を行ったほか、保健所間や他機関も含めた事務職員の応援体制を構築し運用した。

第2波に向けて、医療機関や社会福祉施設内での集団感染といったこれまでなかった事態も想定し、クラスター対応チームの設置や、更なる応援体制の検討に加え、外部に委託できる業務、事務職員が代行できる業務の掘り起こし、地方部、市町村、近隣保健福祉事務所との協力体制の構築、疫学調査のスキルアップ等の準備を行うなど、職員の健康管理にも配慮した上で新型コロナウイルス感染症対策を行う体制を構築する必要がある。

##### イ 相談体制

有症状者相談窓口の運営に当たり相談員の増強を行って対応してきたが、患者発生があった保健所では、患者の疫学調査、濃厚接触者の健康観察等の業務が加わり、一時的に負担が増加した。

相談窓口の持続可能な体制を確保するため、今後は、相談時間の見直し等と一部業務の外部委託を検討する必要がある。

#### ② 県の組織体制について

県としての対応のとりまとめを円滑に行うため、「新型コロナウイルス感染症対策室」を設置した。各部局において既存業務の休止・延期などを行った上で、危機管理部、健康福祉部、産業労働部に主に兼務職員を配置することにより業務の繁忙に柔軟な対応を図った。

第2波に備え、あらかじめ業務の増大が見込まれる部署の必要な組織体制を検討しておく必要があるとともに、業務経験者を増やす観点から、応援職員のローテーションを定期的に行う必要がある。

また、休止・延期していた通常業務と、新型コロナウイルス対策業務の両立に向け、業務量の増加に対応していく必要がある。

#### IV その他の課題

##### ① 県立学校の対応について

2月28日の国からの全国一斉臨時休業の要請を受け、直ちに学校の休業に向けた準備を進め、一斉休業を実施した。4月上旬に学校を再開したが、国の非常事態宣言や県の対応方針、県の専門家懇談会の意見を踏まえ、再度学校の一斉休業を実施したところである。その後、5月16日から分散登校を実施し、6月1日以降通常登校に移行している。

今後、第2波に向けて、次の課題に対応する必要がある。

ア 学校の臨時休業は、子どもたちの学習や心理面への影響のみならず、保護者の負担等さまざまな影響が生ずることから、実施に当たっては、県の対応方針に定めるとともに、専門家懇談会の意見を聴くなど慎重に検討する必要がある。

イ 第1波における一斉休業においては、すぐさま家庭での学習などにより子どもたちの学びを継続する体制が取れず、一部の学校ではICTを活用したオンライン授業等による学習を進めることができなかった。

このため、第2波に備え、国の経済対策を活用し、ICTの機器整備を急ぎ、教員のICT活用スキルの向上などを行うとともに、各学校において第2波に備えた「学びの継続計画」を策定することなどにより、いつ臨時休業となっても子どもたちの学びを止めない体制づくりを行っていく必要がある。

##### ② 患者、医療関係者等への配慮について

感染者、医療関係者をはじめ、何人に対しても、新型コロナウイルス感染症への感染のおそれ等を理由として、不当な差別的取扱いや誹謗中傷が行われないよう対策を講じていく必要がある。

# 新型コロナウイルス感染症外来・検査センターについて

健康福祉部

## 1. 概要

新型コロナウイルス感染症への感染の疑いがある者に対し、一般患者と接触することなく集中的に診察と検体採取を行う「新型コロナウイルス感染症外来・検査センター」を各圏域に設置し、感染症の感染拡大の防止と帰国者・接触者外来の負担軽減を図る。

## 2. 各圏域の状況について

(令和2年6月17日現在)

保健所	開設の状況		運営の形態等			
		開設日	開設主体	検体採取の方式	運営日(時間)	
佐久	開設	5月25日	佐久市	ドライブスルー	月・水・金 (12:30~14:30)	
上田	開設	5月26日	上田市	ドライブスルー	火・木・土 (13:00~15:00)	
諏訪	開設予定	6月30日 (予定)	6市町村共同 (代表 諏訪市)	ドライブスルー	月・水・金 (13:00~15:00)	
伊那	開設	4月28日	伊那中央行政組合	プレハブ	月・水・金・土 (13:00~16:00)	
飯田	開設	5月25日	飯田市	ドライブスルー	月・火・水・木・金 (13:00~15:00)	
木曾	開設	6月8日	県立木曾病院	病院内施設利用	月・火・水・木・金 (13:30~16:00)	
松本	開設	5月7日	松本市	簡易テント	月・火・水・木・金 (13:30~15:30)	
大町	開設	6月8日	大町市	ドライブスルー	月・火・水・木・金 (13:30~14:30)	
長野 (長野市と共同設置)	(北部)	開設	5月11日	長野市・長野県 (長野市医師会)	ドライブスルー	月・火・水・木・金 (13:00~15:00)
	(南部)	開設	5月27日	長野市・長野県 (更級医師会)	ドライブスルー	月・火・水・木・金 (13:00~15:00)
北信	開設	6月1日	中高医師会	プレハブ	月・火・水・木・金 (14:00~16:00)	

## 新型コロナウイルス感染症に係る県内産業の状況

産業労働部

## 1 経営相談等(国、県、経済団体等 47箇所)

## ○長野県『経営・雇用に関する相談窓口(R2.1.30～)』県及び地域振興局に11箇所

682件(R2. 6. 15現在)

【内容別】	【業種別(多い順)】
・金融関係:311件	・飲食業:98件
・雇用関係:46件	・宿泊業:35件
・その他 :325件	・製造業:20件

※「よろず支援拠点」相談窓口を県内5箇所拡充(R2.4.24)

## ○長野県信用保証協会『経営相談窓口』

18,134件(R2. 6. 15現在)

## 【備考】

飲食、小売業の相談が大半を占めているが、製造業、卸売業の相談も増加傾向にある。エリアを問わず相談件数が増加している。

## 2 労働相談

## ○長野労働局『特別労働相談窓口』県内労働基準監督署等:県下21箇所に設置

件数:11,403件 相談内容:延べ12,019件 (R2. 5. 28現在速報値)

【内容別】	【業種別(多い順)】	【相談者別(多い順)】
・雇用調整助成金:8,734件	・製造業:2,344件	・事業主:8,656件
・保護者の休暇取得支援(助成金):498件	・飲食業:1,808件	・社会保険労務士:1,155件
・休業:1,208件 等	・宿泊業:1,245件	・労働者:1,074件

【参考:長野労働局『最近の雇用情勢(令和2年4月分)』R2.5.29公表】

・有効求人倍率:1.29倍(全国23位) ・完全失業率2.1%(R2.1～3月期の推計値)

## 3 支援施策

## ○(国)雇用調整助成金の申請状況

計画届件数:3,150件 申請書提出件数:1,455件 支給決定件数:710件  
(R2. 5. 27現在速報値)

## ○県制度資金

・経営健全化支援資金(新型コロナウイルス対策)

549件 135億円(R2. 5. 31現在)

・新型コロナウイルス感染症対応資金

3,179件 453億円(R2. 5. 31現在)

## ○新型コロナ対策推進宣言の店

3,549店(R2. 6. 15現在)

## ○飲食・サービス業の事業多角化や「新しい生活様式」への転換支援

・事業者グループへの支援 212件 5.6億円(6/3現在:第2回申請×切時)

・個別事業者への支援(国の持続化補助金に上乗せ) 75件(5/29現在:第1回申請×切時)

## ○県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金

申請件数:12,694件 支払済件数:7,863件(61.9%)(R2. 6. 16現在)

# 県民と一体となった県内観光の需要喚起に向けた取組について

観光部

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症で観光客の消失により、観光産業は未曾有の危機的状況に陥っていることから、県民と一体となって県内宿泊施設や観光事業者等の経営を下支えするとともに、県民の皆様に地域の魅力を再発見していただく。

## 2 事業内容

### (1) 県民向け長野県ふっこう割（6月実施）

ア 概要 県内宿泊施設への宿泊・旅行代金に対し1人1泊当たり最大5,000円を割引

	宿泊旅行代金	割引額
宿泊旅行割引	10,000円以上	5,000円
	6,000円以上	3,000円

イ 利用対象者 県内在住者（在留外国人を含む）

ウ 使用期間 令和2年6月1日から6月30日まで

エ 利用方法 取扱旅行会社で宿泊プランを購入して割引を適用（取扱旅行会社114社）

オ 利用状況 延べ宿泊者24,058名、割引額116,932千円（6/15現在）

### (2) 長野県民支えあい 観光産業緊急支援事業（7月実施、6月26日から販売開始）

ア 概要 県内宿泊施設への宿泊・旅行代金に対し1人1泊当たり最大5,000円の割引と地域の観光施設で利用できるクーポン券を販売

	宿泊旅行代金	割引額	観光クーポン券
宿泊旅行割引	10,000円以上	5,000円	2,000円相当 (宿泊割引とセット)
	6,000円以上	3,000円	
日帰り観光割引			1,500円相当 (1,000円で販売)

イ 利用対象者 県内在住者（在留外国人を含む）

ウ 使用期間 ・ 宿泊割引+観光クーポン券：令和2年7月1日から7月31日まで

・ 日帰り観光クーポン券：令和2年7月1日から8月31日まで

エ 利用方法 ・ 旅行会社で宿泊商品を購入して割引適用、観光クーポン券を施設で利用

・ クーポン券販売窓口で直接クーポン券を購入して宿泊・観光施設で利用

オ 登録施設 宿泊施設及び観光施設 約1,600か所（6/15現在）

※「新型コロナ対策推進宣言」を主な登録要件に設定  
(観光施設一覧は裏面)

観光クーポン（日帰り観光クーポン）対象施設一覧

対象施設種別	例示
<b>アクティビティ・体験施設</b>	
工芸体験	陶芸・ガラス・クラフト・ステンドグラス・彫刻・オルゴール・アクセサリー・紙すき 等
織物体験	機織り・藍染 等
乗り物体験	ボート・カヤック・自転車 等
料理体験	おやき・そば打ち・お菓子 等
アウトドアスポーツ体験	ラフティング・船下り・パラグライダー・気球・ハンググライダー・川下り・釣り堀・BBQ、ボルダリング・トランポリン・マウンテンバイク・乗馬・キャンプ場 等
レジャー施設	マレットゴルフ・パターゴルフ・ゴルフ場・リフト・ゴンドラ 等
果物狩り・観光農園	さくらんぼ狩り・ブルーベリー狩り・野菜の収穫体験 等
博物館等	博物館・美術館・動物園・テーマパーク（遊園地） 等
日帰り温泉施設	日帰り温泉施設・施設内土産物店 等
<b>土産物店</b>	
土産物店	土産物店・伝統工芸品等の販売店・道の駅 等
<b>飲食店</b>	
飲食店 ※主として観光客が 利用する飲食店	飲食店・料理店・喫茶店・和洋菓子店（イートインスペースを保有する施設）・居酒屋



## 長野県×長野県ケーブルテレビ協議会 共同制作番組 「コロナに負けない！—新しい生活様式—」を公開

新型コロナウイルス感染症による感染拡大を防ぐため、県と一般社団法人長野県ケーブルテレビ協議会が共同して、日常生活や経済活動を行っていく上での大切なポイントや取組事例等を紹介する動画を作成し、公開しています。

### 1 動画の概要

感染拡大を予防する「新しい生活様式」とは  
どういうことなのか、その目的や取り組むうえ  
での大切なポイント、具体的な取組事例等を  
紹介していきます。

#### (1) 番組名

「コロナに負けない！—新しい生活様式—」

#### (2) 配信コンテンツ 2020年6月10日公開

- ・基礎知識編（4分30秒） 出演：信州大学医学部附属病院金井医師
- ・ホテル編（4分30秒）
- ・権堂商店街編（5分）

※今後もコンテンツを増やして  
いきます。



### 2 動画の視聴方法

#### (1) 県内ケーブルテレビ（長野県ケーブルテレビ協議会加盟局 30局）

放送日時等は各ケーブルテレビ局にご確認ください。

#### (2) 長野県新型コロナウイルス感染症対策 YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUdpuTxxK48m9O9dlPpo7yA/videos>

（右のQRからリンクします→）



### 3 動画の使用について

- ・学校、企業、ご家庭などで自由にお使いいただけます。（営利目的は利用不可）
- ・報道機関においてご利用いただく場合は、事前に県の担当あてご連絡ください。
- ・動画の著作権は長野県および一般社団法人長野県ケーブルテレビ協議会に帰属します。

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部室  
広報班デジタル広報推進チーム  
（リーダー）小池 秀一  
（担当）蔵之内 真紀  
電話 026-232-0111（代表）内線 3756  
FAX 026-235-7471  
E-mail digital-koho@pref.nagano.lg.jp

一般社団法人長野県ケーブルテレビ協議会  
事務局 伊那ケーブルテレビジョン株式会社  
（担当）伊藤 秀男  
電話 0265-73-2022  
FAX 0265-78-3012  
E-mail b-cast@inacatv.ne.jp



しあわせ信州

資料6-2

長野県(産業労働部)プレスリリース 令和2年(2020年)6月4日

## お宅に届く信州の名産品「信州ふるさと割」事業への 参加事業者を募集します！

長野県及び(一社)長野県観光機構では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により厳しい状況にある本県産品の販売を促進するため、お宅に届く信州の名産品「信州ふるさと割」事業を実施します。

### 1 事業の概要

県産品の販売を促進するため(一社)長野県観光機構の運営するインターネット通販サイトの「NAGANOマルシェ」(本店・Yahoo!店・楽天店)にて、県産品を3割引で販売します。

### 2 割引率

3割引クーポン

※割引部分については(一社)長野県観光機構が経費を補填します。

### 3 応募方法、商品募集要項等

出品を希望される事業者様は、下記のURLへアクセスし「商品募集要項」等をご確認のうえ「商品提案シート」「取引約定書(新規取引開始となる事業所様のみ)」を記載し、(一社)長野県観光機構へメールにてお申込みください。

・「信州ふるさと割」ご案内ページ

<https://www.nagano-tabi.net/sc/kyokai/sfw2020.html>

・申込受付メールアドレス

[teian@nagano-tabi.net](mailto:teian@nagano-tabi.net)

### 4 販売期間

・応募：令和2年11月30日(月)まで

・販売：令和2年12月25日(金)まで

※「ふるさと割商品」の販売開始は、令和2年6月26日(金)を予定しています。

※割引原資が終了した時点で、割引販売は終了となります。

### 5 その他

・「ふるさと割商品」の「NAGANOマルシェ」への掲載は順次実施します。応募多数の場合は掲載まで時間を要しますのであらかじめご了承ください。

・すでに「NAGANOマルシェ」に登録されている商品につきましては、自動的に「ふるさと割商品」としての登録へ移行されます。

・当キャンペーン期間中、3割引きで販売促進・PR支援を図ることに加え、販売された商品の販売価格の5%を(一社)長野県観光機構から事業者様へ還元します。

●「NAGANOマルシェ」へは下記URLよりアクセスしてください。

<https://nagano-marche.com/>

NAGANOマルシェ

産業労働部 営業局 販売流通促進担当  
(次長) 小林 茂樹 (担当) 手塚 裕介  
電 話 026-235-7248 (直通)  
026-232-0111 (代表) 内線 3961  
F A X 026-235-7496  
E-mail eigyo@pref.nagano.lg.jp

(一社)長野県観光機構 物産ブランド振興部  
(部長) 石坂 健一 (担当) 宮原 理恵  
電 話 026-234-7201 (直通)  
F A X 026-232-3220  
E-mail butsushin@nagano-tabi.net

# 新型コロナウイルス対策支援 クラウドファンディング 参加店舗募集

# 長野県の お店にエール! PROJECT

長野県の飲食店&宿泊施設を  
みんなの絆で応援しよう!

届け、みんなの想い。

街がコロナショックから活気を取り戻すまでには、まだまだ時間がかかりそうです。「With コロナ」生活の中で、街のお店を守るためには、地域のみなさんの支援が必要です。そこで、長野県の飲食店、宿泊業を支援するクラウドファンディングを立ち上げました。県内の飲食店、宿泊業のみなさま、ぜひご参加ください。

参加店舗募集期間

2020年 6月15日(月)~7月3日(金)

クラウドファンディング期間

2020年 7月4日(土)~7月29日(水)

## A チケット購入型支援

支援は2通り [参加店にはA+B の合計額が支援されます。]

●支援者があなたのお店のチケットを購入



## B 寄付型支援

●支援者があなたのお店を指定して寄付



### 1 参加申し込み

下記URLまたはQRコードから特設サイトにアクセスし、お申し込みフォームに必要事項を入力してお申し込みください。

### 2 PR活動

信濃毎日新聞やWEB、ポスターなどでクラウドファンディングによる支援を募ります。各店舗でも、HP やSNS などでお客様にお知らせください

### 3 支援金入金

2020年8月21日(金) [予定]に各店舗へいただいた支援金を入金いたします。

### 4 チケットが届く

事務局から、支援いただいた分のチケットと、支援者のリストが届きます。支援者名と支援金額をご確認いただき、チケットに店舗名の記入・押印をお願いします。チケットは各店舗で責任を持って管理してください。  
※チケットは1,000円×5枚綴りのものになります。おつりは出さなくて結構です。

### 5 チケット引き換え

支援者が来店したら、本人確認を行い、チケットをお渡しください。チケットの利用期間は2020年9月1日(火)~2021年2月28日(日)となります。

■詳しい募集要項は、下記特設サイトをご覧ください

特設サイト(詳細&お申し込み)

<http://www.nagano-yell.com>



主催/長野県のお店にエールプロジェクト実行委員会

構成団体 長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会  
長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会

# 参加店募集要項

以下の内容をよくご確認のうえ、参加お申し込みをお願いいたします。

- ◆参加店舗の募集は、6月15日(月)から7月3日(金)です。
- ◆クラウドファンディングでの支援金募集期間は、7月4日(土)から7月29日(水)です。
- ◆下部に記載の「参加資格」をご覧いただき、同意をお願いします。申し込みフォーム記入事項及び確認事項について虚偽の申告であると判明した場合には、利用をお断りします。
- ◆本事業で募集する支援金は以下の2パターンです。

## ① チケット購入型支援

支援者が応援したい店舗を指定し、支援します。  
金額は一口5,000円で、複数口の支援が可能です。

支援者には指定した店舗で利用できる利用券を還元します。

★利用券は支援金と同額です。  
例:5,000円の支援で▶5,000円分の利用券

## ② 寄付型支援

支援者が応援したい店舗を指定し、寄付をします。  
寄付は一口5,000円で、複数口の支援が可能です。

支援者は指定された店舗にて、寄付額の10%以内のサービスを受けることができます。

★店舗では、必要に応じてサービスの利用回数に制限を設けることもできます。

- ◆登録することで、上記①、②ともに自動的にエントリーされます。
  - ◆店舗が複数ある場合は、1店舗ずつ登録してください。
  - ◆同一事業所・店舗で、飲食店、宿泊施設の両方を登録する場合、「飲食店」「宿泊施設」として、それぞれ登録してください。(登録フォームに、チェック欄があります)
  - ◆記入に誤りがあると速やかな入金作業が行えません。連絡先や口座番号等に間違いがないかよく確認してください。
  - ◆今回のクラウドファンディングは、クラウドファンディング手数料はかかりません。
  - ◆支援金は、振込手数料を差し引いた金額が振り込まれます。  
長野県のお店にエールプロジェクト実行委員会の振込元金融機関は株式会社八十二銀行です。  
振込先金融機関、並びに振込金額により振込手数料が異なりますのでご注意ください。
  - ◆支援金をできるだけ早く各店舗へ入金するため、プロジェクト期間が短くなっています。プロジェクト周知のため、お店のHPやSNS、店内POPなど幅広くお客様にお知らせください。
  - ◆クラウドファンディングにより集まった支援金は、2コース合算した金額を、各店舗に8月21日頃をめどに、ご指定口座に入金いたします。
  - ◆クラウドファンディング終了後、「チケット」と「支援者リスト」を各店舗に送ります。チケットが届きましたら、枚数を確認し、店舗名を押印(記入)してください。店舗名なきチケットは無効となります。
  - ◆チケットは、各店舗で責任をもって管理してください。  
(チケットは1,000円×5枚のミシン目綴りです。最少は1,000円単位ですが、おつりは出さなくて結構です。)
  - ◆①「チケット購入型支援」支援者には、事務局より「チケット引き換えメール」を送ります。支援者が引き換えに来ましたら、本人確認のうえ、チケットをお渡しください。(「チケット購入型支援」は、支援額と同金額のチケットをお渡しください。)
  - ◆②「寄付型支援」支援者には、事務局より「寄付お礼メール」を送ります。メールを提示したお客様には、寄付額の10%以内のサービスのご提供をお願いします。サービスの重複を防ぐため、氏名チェックをお勧めします。
  - ◆チケットの使用期限は、9月1日(火)から2021年2月28日(日)までです。
- ※新型コロナウイルス感染拡大の状況によって変更になる場合があります。

## 参加資格

- 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条1項に規定する「中小事業者」であること。(これに該当しない場合は、県内商工会議所、商工会の会員であること)
- 長野県内の飲食店(店内に飲食スペースを有するもの)、宿泊施設であり、今後も営業する意思があること。
- 反社会勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者をいう)に該当しないこと。
- 公序良俗に反する事業または公的な資金使途として、社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第5項に規定する風俗営業など)を行う者でないこと。
- 新型コロナウイルス感染症防止に取り組んでいること。  
(「新型コロナ対策推進宣言の店」ステッカーを店頭や店内に掲示していること)
- 以下の事項に同意していること
  - ◆本事業は、支援者が支援したい飲食店、宿泊施設を指定して支援金を供出するものであるため、指定されない(支援金がない)場合があることを予めご了承ください。
  - ◆本事業への参加申し込み以降、利用券の有効期間内に、やむを得ない事情等により閉店される場合は、閉店が決まり次第、最寄りの商工会議所、または商工会までご連絡ください。
  - ◆支援者からの支援金がある場合でも、支援金の振込前までに閉店された場合は、支援金を振り込みません。
  - ◆万一、参加事業者と支援者との間でトラブルが発生した場合でも、実行委員会では一切の関与・責任を負いません。

お申し込み

下記にアクセスして、  
必要事項を入力の上お申し込みください。  
<http://www.nagano-yell.com>



主催/長野県のお店にエールプロジェクト実行委員会

構成団体

長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会  
長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会

長野県商工会議所連合会 TEL.026-226-6432/長野県商工会連合会 TEL.026-217-2828 またはお近くの商工会議所、商工会へ

県内公共交通の運行状況（6月16日現在）

資料7

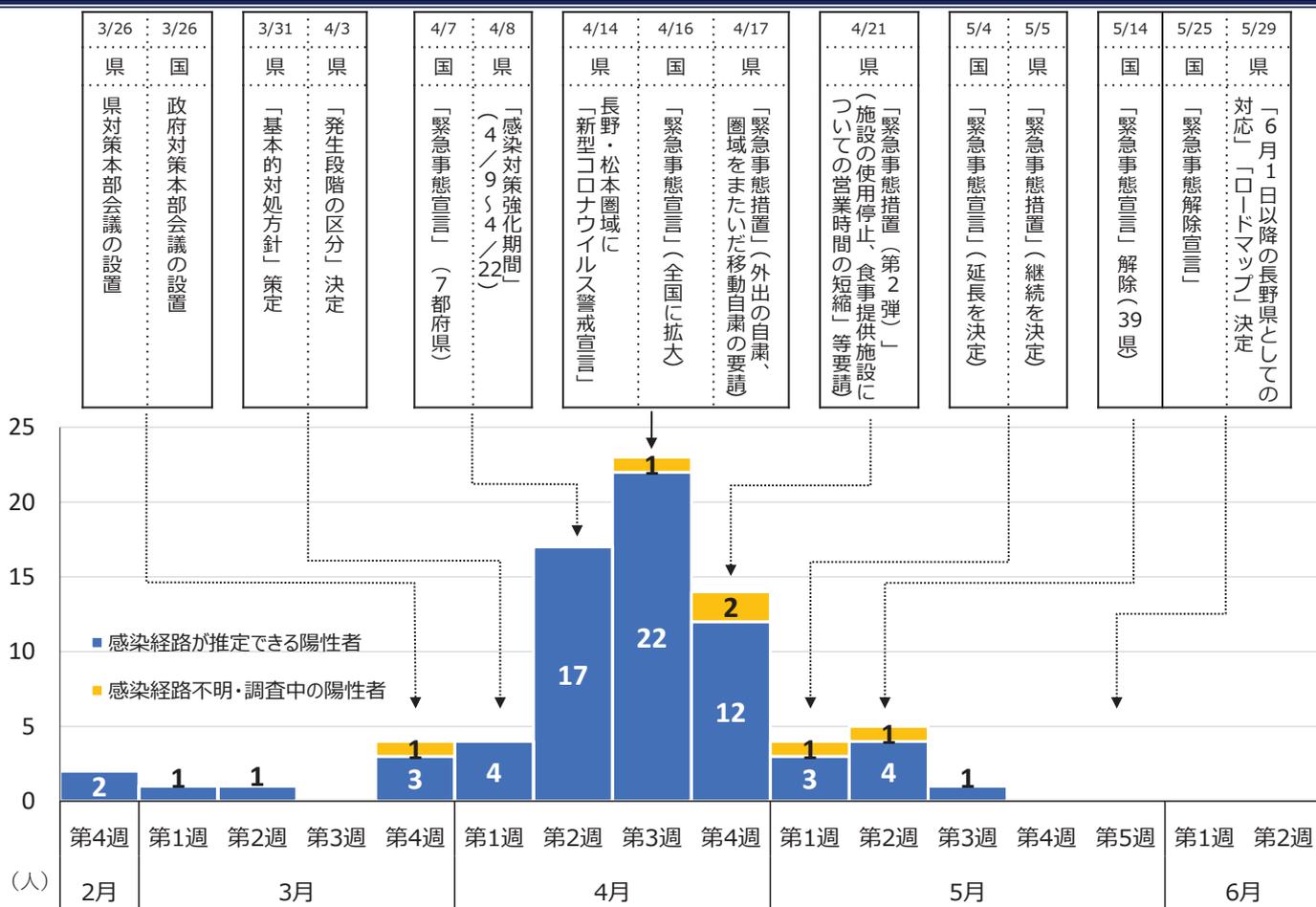
令和2年（2020年）6月17日  
企画振興部

		事業者	路線等	運行状況	備考	
バス (貸切除く)	路線バス ※減便等のある路線	長電バス	長野地区(生活路線)	・3路線 最終便繰上げ		
		アルピコ交通	長野地区(生活路線)	・3路線 全便運休(善光寺線、奥裾花線、特急戸隠線) ・11路線 減便・最終便繰上げ		
			松本地区(生活路線)	・6月15日より通常ダイヤで運行再開		
			諏訪・岡谷・茅野地区(生活路線)	・2路線 全便運休(奥蓼科洪の湯線、美濃戸口線)		
			白馬・大町地区	・1路線 臨時ダイヤ(扇沢線)		
	高速バス	県内外事業者	県内～首都圏	43往復/日運行(平常時126往復/日) ・飯田～新宿 6往復/日運行 (平常時17往復/日) ・長野～新宿 6往復/日運行 (平常時20往復/日) ・松本～新宿 8往復/日運行 (平常時24往復/日) ・岡谷～新宿 6往復/日運行 (平常時18往復/日) ・白馬～新宿 2往復/日運行 (平常時7往復/日) ・木曾～新宿 全便運行 (2往復/日) ・上田～新宿 10往復/日運行 (平常時22往復/日) ・伊那～新宿 3往復/日運行 (平常時16往復/日)	6/19から一部運行再開	
			県内～中京圏	13往復/日運行 (平常時33往復/日) ・伊那～名古屋 3往復/日運行 (平常時9往復/日) ・飯田～名古屋 6往復/日運行 (平常時15往復/日) ・松本～名古屋 4往復/日運行 (平常時8往復/日) ・長野～名古屋 全便運休 (平常時1往復/日)		
			県内～京阪神	2往復/日運行 (平常時11往復/日) ・長野～大坂(京都、神戸) 1往復/日運行 (平常時3往復/日) ・軽井沢～大阪 全便運行 (1往復/日) ・上記以外の路線 全便運休 (平常時7往復/日)		
			長野～新潟	・2往復/日運行 (平常時4往復/日)		
		アルピコ交通 伊那バス 信南交通	長野～飯田	・4往復/日運行 (平常時8往復/日)	6/18から運行ダイヤを追加	
		アルピコ交通	長野～松本	・11便/日運行 (平常時28便(14往復)/日)		
		鉄道	地域鉄道	しなの鉄道	しなの鉄道線(軽井沢～篠ノ井) 北しなの線 (長野～妙高高原)	・普通・快速列車: 平常通り運行 ・観光列車「ろくもん」: 6月21日まで運休
	長野電鉄			長野線(長野～湯田中)	・普通列車 平常通り運行 ・A特急列車、観光案内列車 全便運休	
上田電鉄	別所線(上田～別所温泉)			・平常通り運行	上田～城下間で代行バス運行	
アルピコ交通	上高地線(松本～新島々)			・平常通り運行		
JR	JR東日本		北陸新幹線(東京～金沢)	・平常通り運行		
	JR東日本		中央東線ほか	・平常通り運行		
	JR東海		中央西線 飯田線	・平常通り運行		
	JR西日本		大糸線(糸魚川～南小谷)	・平常通り運行		
航空	FDA	福岡線	・7月1日から平常運航(2往復/日)	6/1～6/30まで1往復/日運航		
		札幌線	・7月1日から平常運航(1往復/日)			
		神戸線	・6月12日から平常運航(1往復/日)			



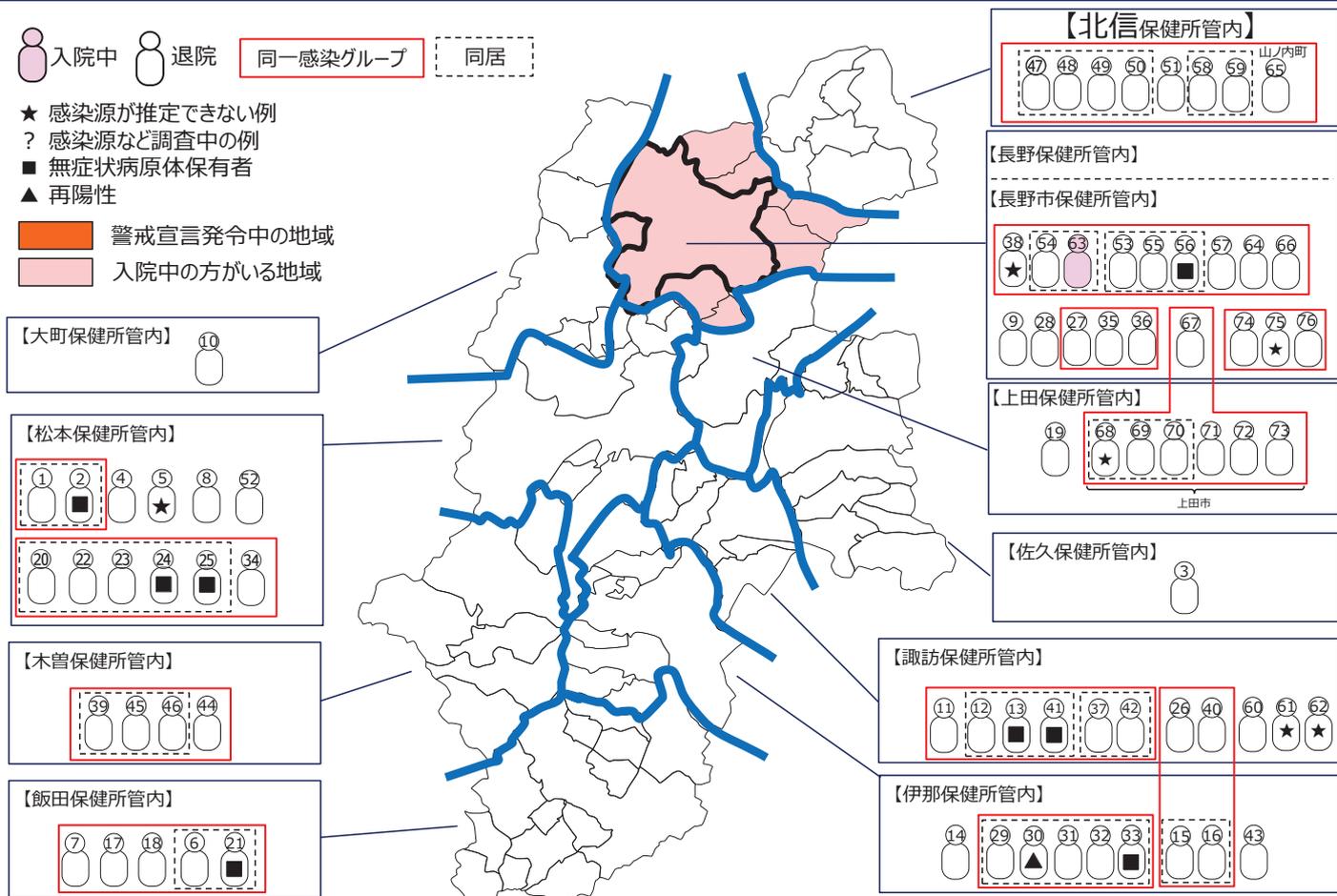
# 長野県内陽性者発生動向

6月16日 18時現在



# 長野県内感染者発生状況

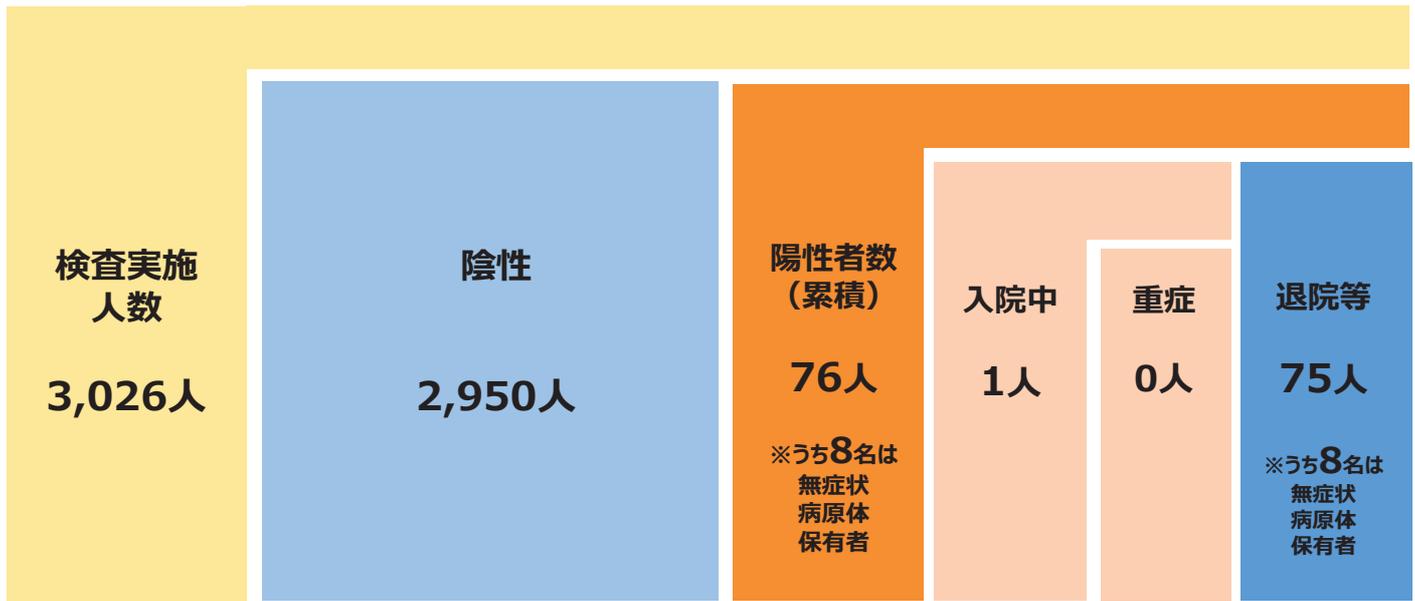
6月16日 18時現在



# 新型コロナウイルス感染症の状況



6月16日18時現在



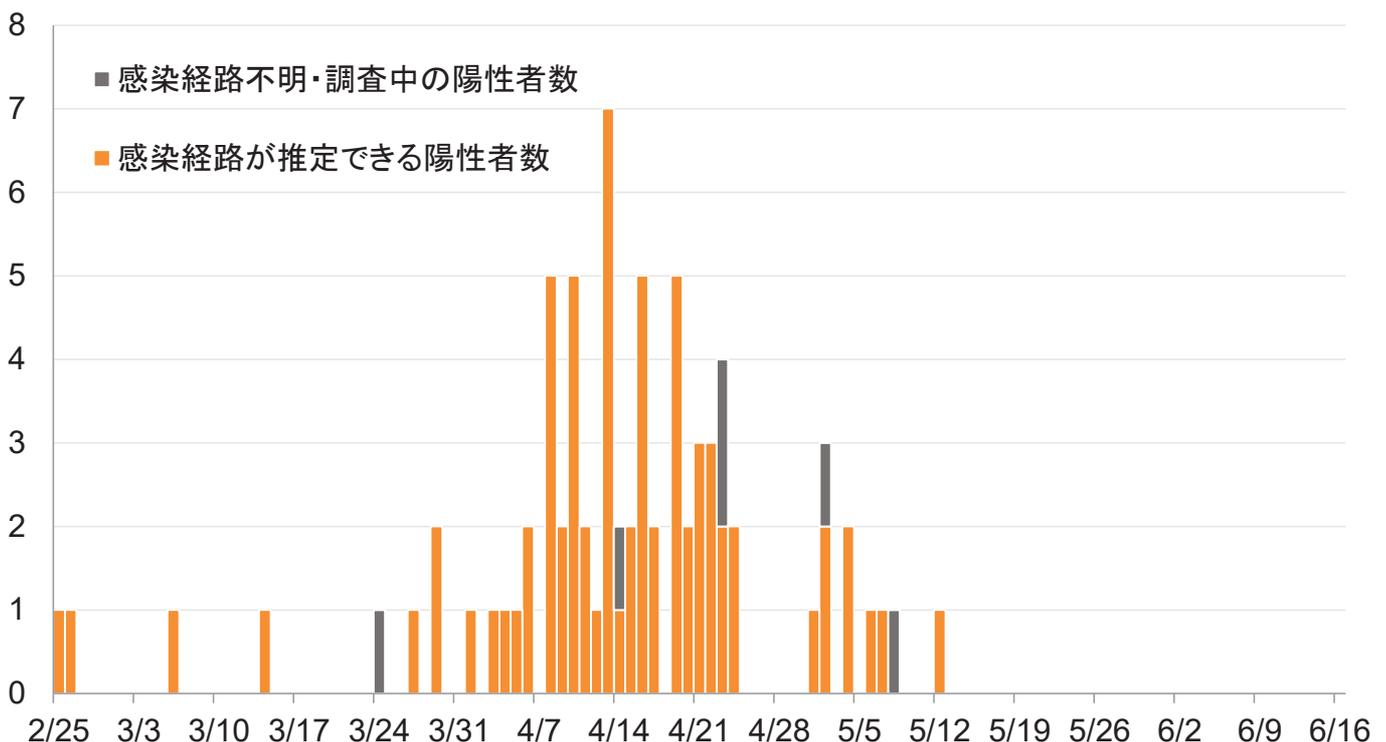
- ・陰性確認のための検査を除きます。
- ・重症とは人工呼吸管理が必要な方またはICUで治療している方としています。
- ・空港検疫での陽性例（2名）、クルーズ船からの患者受入・下船者を除きます。

## 陽性者数の推移（日別）



### 陽性者累計 76人

6月16日18時現在 累計値（前日比：+-0人）

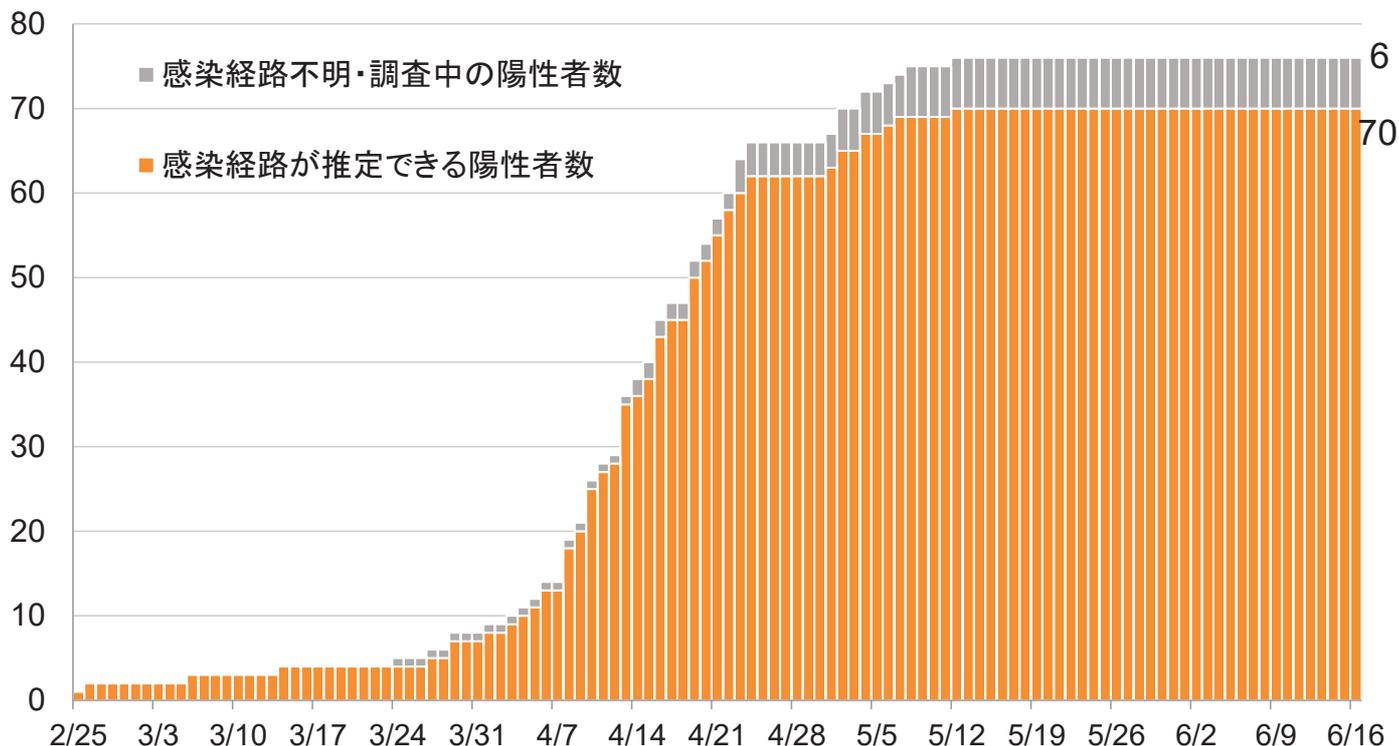


# 陽性者数の推移（累計）



## 陽性者累計 76人

6月16日18時現在 累計値（前日比：+-0人）



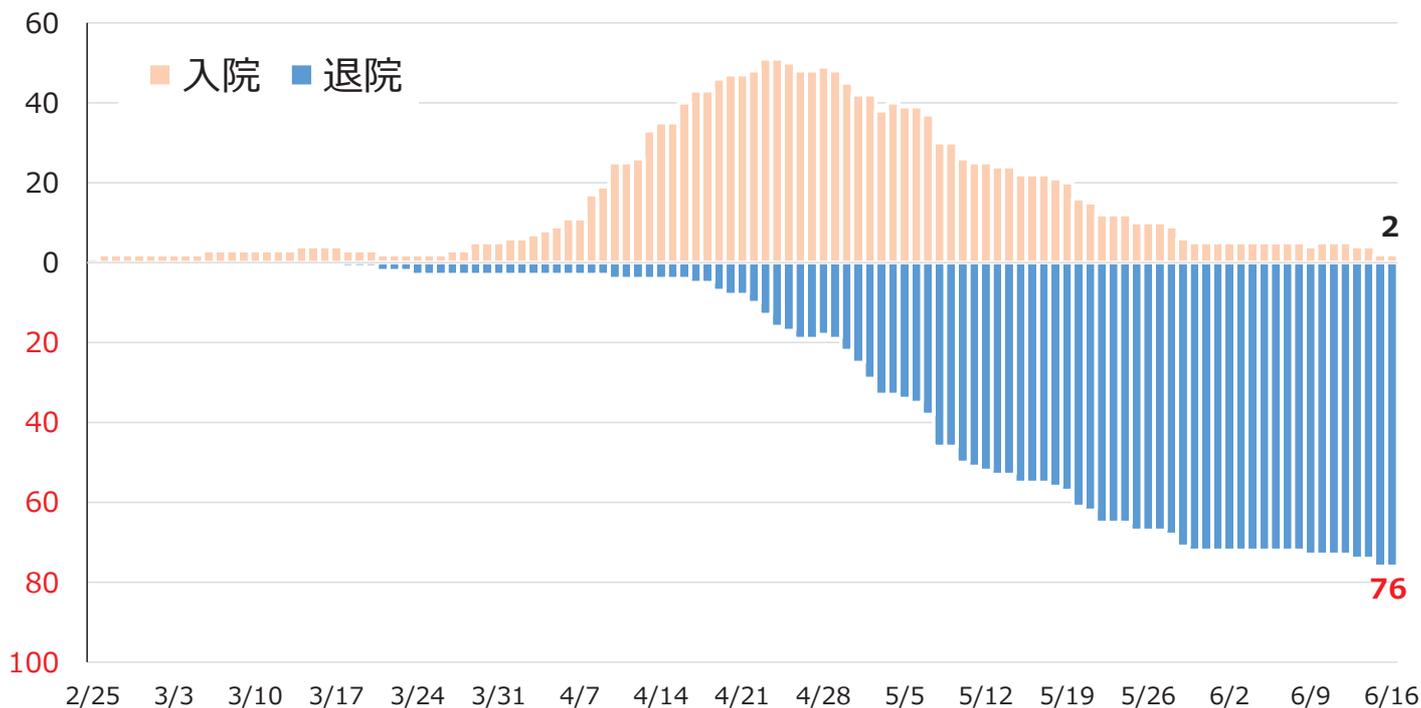
# 入退院者の状況（累計）



## 入院中 2人

（うち空港検疫における陽性例：1人）

6月16日18時現在（前日比：+-0人）



※空港検疫所における陽性例を含みます。

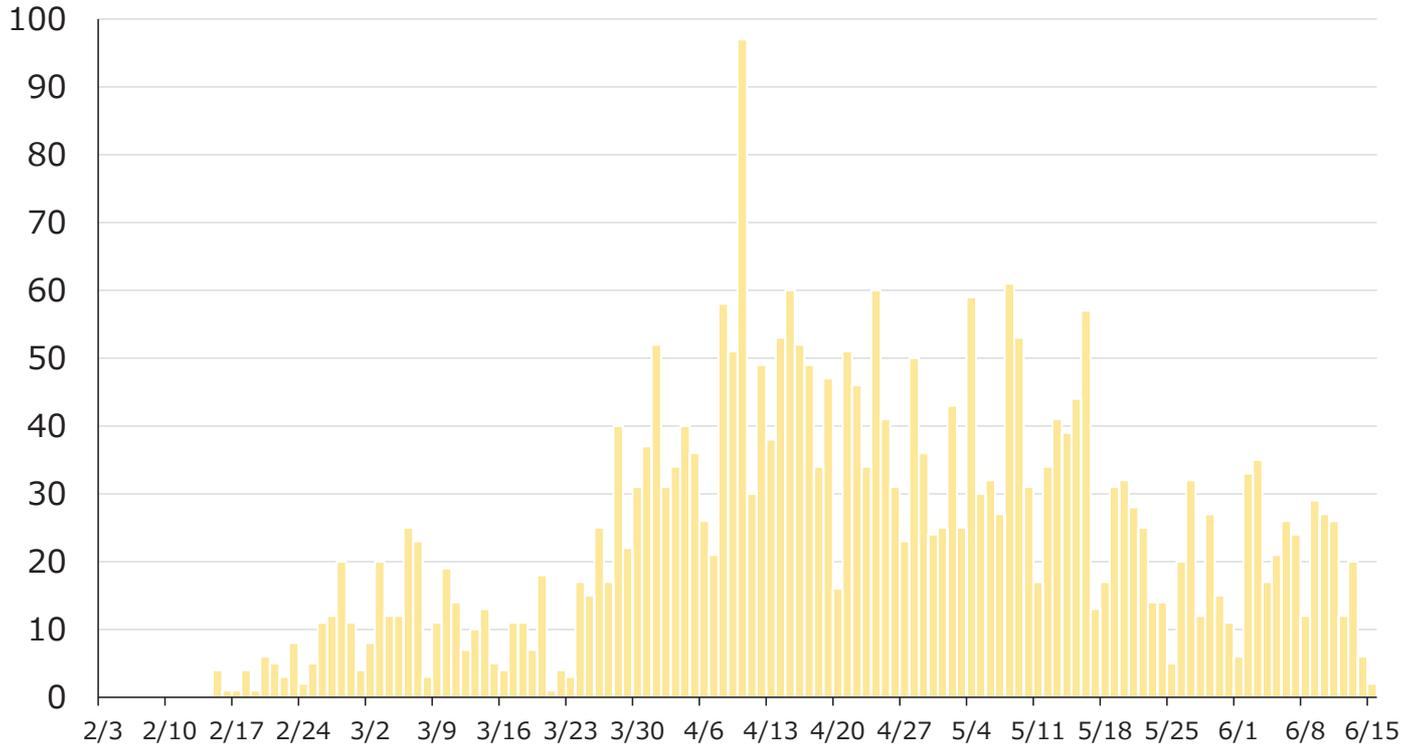
# 検査実施数（日別）



※ 2月3日から県の検査機関で検査が可能となりました  
※ 陰性確認のための検査を除きます

2人 累計 **3,026**人

6月16日18時現在 実績値（前日比：-4件）



・医師が総合的に判断した結果、検査の実施が必要とされた患者についてはすべて検査を行っています。

# 新型コロナウイルス感染症に関する相談状況（日別）



225件 累計 **59,357**件

6月16日18時現在 実績値（前日比：+56件）

